



☆ SUBARU TIMES ☆ 7月号

改正相続法が7月より本格スタート！！

平成30年7月6日に、改正相続法が成立し、同年7月13日公布されました。この相続法は、昭和55年に改正されて以来、実に40年ぶりの改正であり、その背景としては、国民の平均寿命が延び、社会の高齢化が進展するなどの社会経済の変化に対応するために相続法に関するルールを大きく見直しています。

そこで、今回は、段階的に施行される改正事項の中で、令和元年7月1日から施行されるポイントをご説明します。

1：婚姻期間が20年以上の夫婦間における居住用不動産の贈与等に関する優遇措置

ポイント！

婚姻期間が20年以上である夫婦間で居住用不動産（居住用建物又はその敷地）の遺贈又は贈与がされた場合については、原則として、遺産分割における配偶者の取り分が増えることになります。

現行制度

贈与等を行ったとしても、原則として遺産の先渡しを受けたものとして取り扱うため、配偶者が最終的に取得する財産額は、結果的に贈与等がなかった場合と同じになる。

→被相続人が贈与等を行った趣旨が遺産分割の結果に反映されない。

改正によるメリット

このような規定（被相続人の意思の推定規定）を設けることにより、原則として遺産の先渡しを受けたものと取り扱う必要がなくなり、配偶者は、より多くの財産を取得することができる。

→贈与等の趣旨に沿った遺産の分割が可能となる。



2：預貯金の払戻し制度の創設

ポイント！

預貯金が遺産分割の対象となる場合に、各相続人は、遺産分割が終わる前でも、一定の範囲で預貯金の払戻しを受けることができますようになります。

現行制度

遺産分割が終了するまでの間は、相続人単独では預貯金債権の払戻しができない。

改正によるメリット

遺産分割における公平性を図りつつ、相続人の資金需要に対応できるよう、預貯金の払戻し制度を設ける。

（１）預貯金債権の一定割合（金額による上限あり）については、家庭裁判所の判断を経なくても金融機関の窓口における支払を受けられるようにする。



【単独で払戻しできる額】

= (相続開始時の預貯金債権の額 (口座基準)) × 1 / 3 × 当該払戻しを行う共同相続人の法定相続分)
ただし、1つの金融機関から払戻しが受けられるのは150万まで。

(2) 預貯金債権に限り、家庭裁判所の仮分割の仮処分の要件を緩和する。

3：遺留分制度の見直し

ポイント！

遺留分を侵害された者は、遺贈や贈与を受けた者に対し、遺留分侵害額に相当する金銭の請求をすることができます。

遺贈や贈与を受けた者が金銭を直ちに準備することができない場合には、裁判所に対し、支払期限の猶予を求めることができます。



現行制度

- (1) 遺留分減殺請求権の行使によって共有状態が生ずる。
← 事業承継の支障となっているという指摘
- (2) 遺留分減殺請求権の行使によって生じる共有割合は、目的財産の評価額等を基準に決まるため、通常は分母・分子とも極めて大きな数字となる。
← 持分権の処分に支障が出るおそれ

改正によるメリット

- (1) 遺留分減殺請求権の行使により 共有関係が当然に生ずることを回避 することができる。
- (2) 遺贈や贈与の目的財産を受遺者等に与えたいという 遺言者の意思を尊重 することができる。

4：特別の寄与の制度の創設

ポイント！

相続人以外の被相続人の親族が無償で被相続人の療養看護等を行った場合には、相続人に対して金銭の請求をすることができます。

現行制度

相続人以外の者は、被相続人の介護に尽くしても、相続財産を取得することができない。

改正によるメリット

相続開始後、長男の妻は、相続人 (長女・次女) に対して、金銭の請求をすることができる。
→ 介護等の貢献に報いることができ、実質的公平が図られる。



来年、いくつか改正事項もございますが、今月より施行されるものは以上です。
ご不明な点などございましたら、いつでも担当若しくは事務所へご相談下さい。